

2009年3月

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人  
日本

# Newsletter

平成 21 年 3 月決算法人の税務申告に係る留意点  
新たな公益法人制度と税制(下)

## Contents

- ▶ 平成 21 年 3 月決算法人の税務申告に係る留意点
  1. 減価償却制度
  2. リース取引
  3. 工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度
  4. 試験研究を行なった場合の法人税額の特別控除
  5. その他
  
- ▶ 新たな公益法人制度と税制(下)
  1. 公益法人側の税制
  2. 寄附者の税制

本号においては、平成 21 年 3 月決算法人の税務申告に係る留意点について、これまで新たに通達や Q&A が出された項目を中心に、平成 21 年 3 月決算から適用となるものについて解説致します。

また、2 月号においてご紹介した新たな公益法人制度に対応する平成 20 年度税制改正について、本号では、公益法人そのものの税制と、公益法人の公益活動を支援する寄附者側の税制という双方の視点から、改正のポイントを解説致します。

なお、3 月 27 日に「所得税法等の一部を改正する法律」が成立しました。4 月号より、平成 21 年度税制改正特集として、テーマごとに特集を行う予定です。

# 平成21年3月決算法人の税務申告に係る留意点

## —平成19、20年度税制改正項目を中心として—

本号においては、平成21年3月決算法人の税務申告に係る留意点について、平成19、20年度税制改正のうち、平成21年3月決算から適用となるものを中心に解説致します。なお、平成20年度税制改正項目については、弊社のニューズレター平成20年5月号にてご紹介しておりますが、その後、新たに通達やQ&Aが出された項目等についても、税務申告を直前に控えたこの時期において、改めて振り返ることに致します。

### 1. 減価償却制度

#### ▶ これまでの税制改正の概要

平成19年度税制改正において、我が国経済の成長基盤を整備するという観点から、減価償却制度の抜本的な見直しが行なわれました。

平成19年4月1日以降に取得した減価償却資産の償却方法については、残存価額が廃止されるとともに、償却可能限度額も廃止され、備忘価額1円まで償却できるようになりました。

定率法については、主要諸外国でも見られる加速度償却法と呼ばれるものに類似した250%定率法が導入されました。

250%定率法とは、まず、「 $(1 \div \text{耐用年数}) \times 250\%$ 」という算式により計算された償却率により償却額を求め、この償却額が一定の金額(償却保証額)を下回る事業年度からは残存年数による均等償却に切り替えて償却額を算出するものです。

なお、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、償却可能限度額に達したものは、その達した事業年度の翌事業年度以後5年間で備忘価額まで均等償却ができるようになりました。

平成19年度税制改正の際、法定耐用年数や資産区分については、使用実態を踏まえた見直しを行うとともに、法定耐用年数の短縮特例の簡素化について検討するとされてきました。これを受けて、平成20年度税制改正においては、機械装置について資産区分の整理を行なうとともに、法定耐用年数の短縮特例について簡素化を行なうなどの見直しが行なわれました。

平成20年度税制改正においては、機械装置について、使用実態を踏まえた年数を基礎としつつ、日本標準産業分類の中分類を基本とした資産区分の整理が行なわれ、390区分から55区分に大括り化されました。

この大括り化に伴い耐用年数省令別表第二が定められ、これまで「設備ごと」に定められていた耐用年数が「業種ごと」に分類されました。

▶ 「耐用年数等の見直し(平成20年度税制改正)に関するQ&A」と「耐用年数の適用等に関する取扱通達1-4-6」について

平成20年7月に国税庁が公表した「耐用年数等の見直し(平成20年度税制改正)に関するQ&A」の『(Q6)「設備の種類」の具体的判定例』では、次のように記述されています。

(Q6)自動車部品製造業者である当社は、従業員の給食のための厨房設備を購入して工場に設置しました。この厨房設備の構成や使用状況は、通常、飲食店で使用されている設備と同様ですが、その耐用年数は何年でしょうか。

(A) 機械及び装置が別表第二に掲げる設備の種類いずれに該当するかは、基本的には、法人の業種で判定するのではなく、その設備がどの業種用の設備に該当するかにより判定することとなります。

ご質問の厨房設備は、その構成や使用状況が、通常の飲食店業用の設備と同様であるとのことですので、別表第二の「48 飲食店業用設備」に該当し、「8年」の耐用年数が適用されます。

結論としては、適用する耐用年数の判定は、原則として、法人の営む業種で行なうのではなく、一の設備ごとに実際の用途、つまり、その設備がどの業種用のものかで行なうこととなります。

また、国税庁が平成21年1月23日に公表した、「耐用年数の適用等に関する取扱通達」(以下、「耐通」といいます。)の一部改正において、「複合的なサービス業に係る設備に適用する耐用年数」という耐通 1-4-6 が新設され、次のように記述されています。

耐通 1-4-6 (複合的なサービス業に係る設備に適用する耐用年数)

それぞれの設備から生ずる役務の提供が複合して一の役務の提供を構成する場合の当該設備については、それぞれの設備から生ずる役務の提供に係る業務用の設備の耐用年数を適用せず、当該一の役務の提供に係る業種用の設備の耐用年数を適用する。したがって、例えば、ホテルにおいて宿泊業の業種用の設備の一部として通常使用しているクリーニング設備や浴場設備については、「47 宿泊業用設備」の耐用年数を適用することとなる。

上記Q&Aと通達を見比べてみると、整合性が取れていないとの意見も一部であるようですが、耐通 1-4-6 は、「それぞれの設備から生じる役務の提供が複合して一の役務の提供を構成する場合」と限定していることから、その適用は限定的なものとなっているものと考えられます。

▶ 適用関係

機械装置の法定耐用年数及び資産区分の見直しに関する改正は、法人の平成20年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。

## 2. リース取引

### ▶ 平成19年度税制改正の概要

企業会計において、ファイナンス・リース取引は、経済的実態が物件を売買した場合と同様の状態にあるという認識のもと、これまで例外処理として認めていた賃貸借処理の廃止を織り込んだ企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」が平成19年3月30日に公表されました。

税制においても、取引の経済的実態に合った処理とすべきという点では企業会計の考え方と異なることがないということ、また、所有権移転外ファイナンス・リース取引は経済的実態が売買取引と同様であるという認識にも相違はないことから、企業会計における見直しを契機として、所有権移転外ファイナンス・リース取引についても売買取引に準じた処理を行なうこととなりました。

### リース税制の概略

リース取引の分類		改正前	改正後
ファイナンス・リース取引	所有権移転リース	売買処理	
	所有権移転外リース	賃貸借処理	売買処理
オペレーティング・リース取引 (=ファイナンス・リース取引以外)		賃貸借処理	

(注)ファイナンス・リース取引:

資産の賃貸借で、①賃貸借期間中における契約解除の禁止、かつ②賃借人が当該資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担等の要件を満たすもの

所有権移転外ファイナンス・リース取引: ファイナンス・リース取引のうち、次のいずれにも該当しないもの(法令48の2⑤)

- ① リース期間の終了時又は中途において、リース資産が無償又は名目的な対価の額で賃借人に譲渡されるもの
- ② リース期間の終了時又は中途においてリース資産を著しく有利な価額で買い取る権利が賃借人にあたえられているもの
- ③ 賃借人の特別な注文によって製作されるなどリース資産がその使用可能期間中その賃借人によってのみ使用される見込まれるもの、又はリース資産の識別が困難であると認められるもの(例えば、建築用足場材)
- ④ リース期間がリース資産の法定耐用年数に比して相当短いもの

### ▶ 適用関係

法人の会計期間に関係なく、平成20年4月1日以後に締結される契約のうち、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース資産の売買があったものとして、賃貸人又は賃借人である法人の各事業年度の所得の金額を計算することになりました。

▶ ファイナンス・リース取引(売買取引として処理するもの)における賃借人及び賃貸人における法人税法上の取扱い

▶ 賃借人における処理

賃借人は、リース資産を自己の資産として次の区分応じて償却します。

なお、賃借人である法人がリース料の額を賃借料等として損金経理している場合には、そのリース料の額は償却費として損金経理をした金額に含まれます。

(1) 所有権移転リース

資産の種類に応じて法人が選択している償却方法により償却処理

(2) 所有権移転外リース

リース期間定額法(※)により償却処理

(※)(取得価額－残価保証)×月数／リース期間(月数)

▶ 賃貸人における処理

ファイナンス・リース取引については所有権移転・移転外を問わず、長期割賦販売等に含まれます。したがって、賃貸人は、リース譲渡の日の属する事業年度においてリース譲渡に係る収益及び費用を認識する方法(原則的な方法)のほか、通常の延払基準の方法、リース譲渡に係る延払基準の方法又はリース譲渡に係る収益及び費用の計上方法の特例により、リース譲渡に係る収益及び費用を認識することが認められています。

▶ 所有権移転外ファイナンス・リース取引について賃借人が賃貸借処理した場合の消費税の取扱い

所有権移転外ファイナンス・リース取引における消費税の取扱いについては、リース資産の引渡時に全額課税仕入れを認識すること(一括控除)を原則としています(消基通 5-1-9)が、賃借人が賃貸借処理をしている場合には、リース料の支払いの都度、課税仕入れを認識すること(分割控除)も認められています(消基通 11-3-2)。

また、例えば、賃貸借処理しているリース期間が3年の所有権移転外ファイナンス・リース取引(リース料総額 1,890,000円)について、リース期間の初年度にその課税期間に支払うべきリース料(630,000円)について仕入税額控除を行い、2年目にその課税期間に支払うべきリース料と残額の合計額(1,260,000円)について仕入税額控除を行うという処理は認められないこととされています。

▶ 上記は、以下国税庁ホームページに掲載されている「質疑応答事例 消費税」を参照して記載しています。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/shitsugi/shohi/16/23.htm>

### 3. 工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度

#### ▶ 平成20年度税制改正の概要

企業会計においては、平成19年12月27日に企業会計基準第15号「工事契約に関する会計基準」が公表されて、工事の請負に係る収益及び費用の認識にあたり、その進捗部分について成果の確実性が認められる工事の場合には工事進行基準を適用し、それ以外の工事の場合には工事完成基準を適用することとされました。

このような企業会計における工事契約に関する収益等の認識基準の改革を踏まえ、法人税法上の工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例についても見直しが行なわれました。

主要な改正点は、次のとおりです。

#### (1) 本制度の対象となる工事の範囲の拡充

本制度の適用対象にソフトウェアの開発の請負(すなわちソフトウェアの受注製作)が追加されました。ソフトウェアの受注製作のうち、工事進行基準の方法が強制されるものと、工事進行基準と工事完成基準とのいずれかを選択できるものとの区分は、他の工事の請負と同様の基準により区分されることとなります。

#### (2) 長期大規模工事の範囲とそれ以外の工事の範囲の区分の変更及び制度の所要の整備

##### イ 長期大規模工事の範囲の拡充

長期大規模工事に該当する工事の要件のうち、工事期間要件が2年以上から1年以上に、請負金額要件が50億円以上から10億円以上に、それぞれ見直され、その範囲が拡充されました。

##### ロ 長期大規模工事以外の工事の請負の範囲の拡充

損失が生じると見込まれる工事の請負については、工事進行基準の方法を選択して適用することができる工事の請負の範囲から除外されていましたが、その除外する措置が廃止されました。

#### (3) 工事進行基準による工事未収入金の貸倒引当金等の対象への追加

これまで、工事進行基準の方法により計算される収益の額に対応する未収入金については、企業会計上は金銭債権に該当せず、また法人税法上も売掛債権等には該当しないと解され、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の対象となる売掛債権等から除外されていましたが、平成20年度税制改正により、工事進行基準の方法により計上される未収入金相当についても売掛債権等に該当することとされました。

## ▶ 適用関係

上記(1)、(2)までの改正は、法人が平成20年4月1日以後に開始する事業年度において着工する工事について適用され、(3)の改正は、法人が平成20年4月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用されます。

## ▶ 経過措置工事

上記(1)、(2)の改正は、法人が平成20年4月1日以後に開始する事業年度において着手する工事から適用されますが、これらの工事からは、経過措置工事が除かれることとされています。

経過措置工事とは、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に開始する各事業年度において、その事業年度の着手工事(その事業年度において目的物の引渡しが行なわれるものを除きます。)のうちその事業年度終了の時に新規定の長期大規模工事に該当し、かつ旧規定の長期大規模工事又は進行の割合が低い工事に該当しないもののいずれかについて、その事業年度の確定した決算において工事進行基準の方法により経理しない場合におけるその着手工事とされています。

つまり、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に開始する事業年度中に着手する工事のうち、新規定の長期大規模工事と旧規定の長期大規模工事の中間の工事(期間が1年以上2年未満の工事、対価の額が10億円以上50億円未満の工事等)のうち、いずれか一の工事でも税制上の工事進行基準の方法による経理をしていない場合には、その事業年度の着手したすべての工事については、旧規定が適用されることとなります。この措置は、赤字工事に工事進行基準を適用することを望む会社にとって、不利になる可能性がありますので、十分な注意が必要となります。

## 4. 試験研究を行なった場合の法人税額の特別控除

### ▶ 平成20年度税制改正の概要

日本国経済の持続的な成長の実現に向けて、将来の発展の基盤となるイノベーションの創出という観点から、研究開発投資のインセンティブを高めるための様々な支援措置が講じられてきました。税制支援措置の効果もあり、積極的に研究開発投資を行い、法人税額を基準とした税額控除の限度額まで達している企業が増加していることを踏まえて、より一層の研究開発投資を促進するために、税額控除の上限となる金額の拡充等が行われました。

平成20年4月1日以後に開始する事業年度においては、最大で当期の法人税額の30%まで税額控除することが可能になりました。

### ▶ 改正のポイント

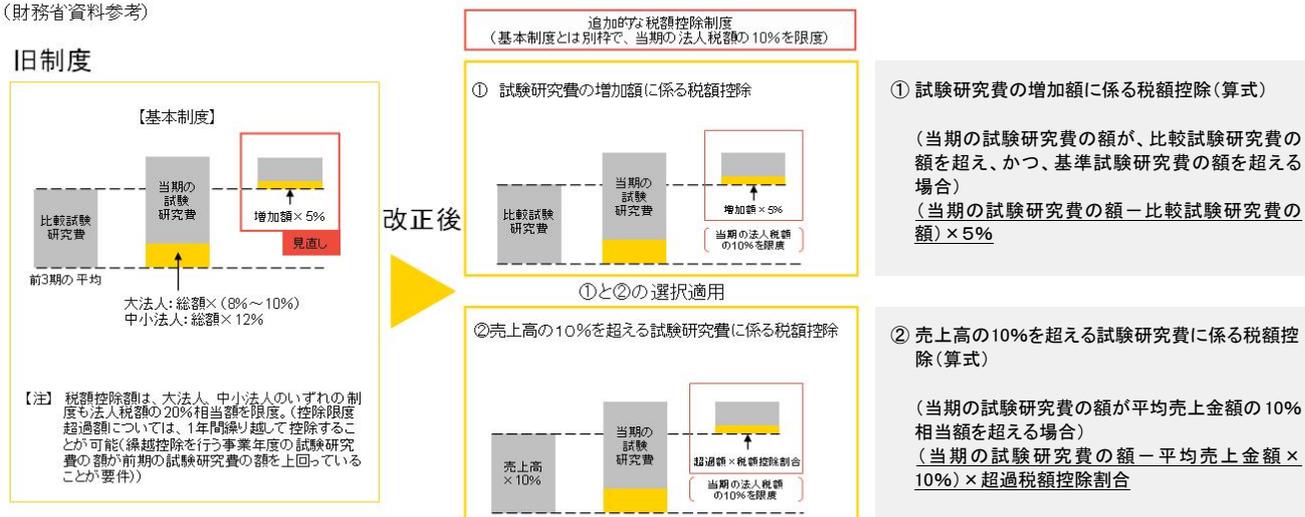
平成20年度税制改正においては、従来の①試験研究費の総額に係る税額控除制度、②特別試験研究費の額に係る税額控除制度及び③中小企業技術基盤強化税制に基づく法人税額の20%相当額を税額控除限度

とした税額控除(基本制度)とは別枠で増加試験研究費の増加額に係る税額控除が改組されました。この措置により税額控除される金額の上限は、当期の法人税の額の10%相当額としています。

すなわち、基本制度と本制度の2つの制度を適用することにより、最大では当期の法人税額の30%まで税額控除することが可能となっています。

### [試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の概要]

(財務省資料参考)



今回改正箇所は、上記図の赤色の四角囲みの部分で、①又は②の税額控除を適用し、基本制度とは別枠で当期の法人税額の10%を限度に税額控除を認めるというものです。

## 5. その他

### (1) 役員給与の期中減額

役員給与については、平成18年度税制改正により大幅な見直しにより、法人税法上損金算入が認められる役員給与の一つとして「定期同額給与」が定められ、また、平成19年度税制改正において、その取扱いの明確化が図られました。

「定期同額給与」とされる、通常改定、臨時改定及び業績悪化改定の一定の改定事由については、法令に規定されているところですが、実務上の取扱いについて、平成20年12月に国税庁がホームページで「役員給与に関するQ&A」を公表し、その一つとして「業績等の悪化により役員給与の額を減額する場合の取扱い」(業績悪化事由)について解説がされています。

業績悪化事由とは、「経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する事由」と規定されており、経営状況が著しく悪化したことなどやむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情があることとしています。

その解説では、財務諸表の数値が相当程度悪化したことや倒産の危機に瀕したことだけでなく、経営状況の悪化に伴い、第三者である利害関係者(株主、債権者、取引先等)との関係上、役員給与

の額を減額せざるを得ない事情が生じていれば、これ業績悪化事由も含まれるとしています。

▶ 留意点

経営状況の悪化に伴い、第三者である利害関係者との関係上、役員給与の額を減額せざるを得ない事情があるときには、減額改定をしたことにより支給する役員給与は定期同額給与に該当すると考えられますが、減額せざるを得ない客観的な事情を具体的に説明できるようにしておく必要があります。

▶ 上記は、以下国税庁ホームページに掲載されている「役員給与に関する Q&A」を参照して記載しています。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/joho-zeikaishaku/hojin/qa.pdf>

## (2) 欠損金の繰戻しによる還付

平成 22 年 3 月 31 日までに終了する事業年度において生じた欠損金額については、法人税法に定める欠損金の繰戻し還付が適用されませんが、平成 21 年度税制改正で、その対象から中小法人等を除外し、平成 21 年 2 月 1 日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度が適用できるようになります。

なお、これとは別に、中小企業者(措令 27 の 4⑩)に該当する法人の設立の日を含む事業年度の翌事業年度からその事業年度開始の日以後 5 年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度に生じた欠損金については、繰戻し還付を適用することができることとされています。

# 新たな公益法人制度と税制(下)

2月号において、平成 20 年 12 月 1 日からスタートした新たな公益法人制度の概要を解説致しました。

本号においては、公益法人制度改革に合わせて、平成 20 年度税制改正において所定の整備が行なわれた公益法人に関連する税務上の取扱いについて確認することに致します。

## 1. 公益法人側の税制

### (1) 公益社団法人・公益財団法人の税務

新制度上の法人である公益社団法人及び公益財団法人(以下「新公益法人」という。)については、従来の公益法人同様、収益事業課税(※1)となります。さらに、従来は旧民法上の公益事業の概念とは無関係に、税法上の収益事業に該当するものについては課税の対象となっていました。新制度においては、公益認定法上の公益目的事業に該当するものについては、たとえ税法上の収益事業に該当するものであっても、課税の対象からは除かれることとなりました。この取扱いは、平成 20 年 12 月 1 日以後に行なう事業について適用されます。

また、みなし寄附金(※2)については、従来はその事業年度の所得金額の20%が損金算入限度額となっていました。新公益法人については、少なくともその事業年度の所得金額の50%を損金に算入することができます。このみなし寄附金に関する改正は、法人が平成20年12月1日以後に支出する金額について適用されます。

#### ※1 収益事業課税

収益事業課税とは、すべての所得に対して課税を行うのではなく、税務上限定列挙された特定の事業に係る所得のみが課税の対象となることをいいます。現在34業種が限定列挙されています(法令5①)。

#### ※2 みなし寄附金

収益事業課税法人における収益事業から収益事業以外への支出は、単なる法人内部の資金振替ともいえませんが、その支出額についても法人外部への支出(寄附金)とみなして、一定の金額を損金に算入することができます。改正後は、収益事業から公益目的事業への支出について一定の金額を損金算入できます。

### (2) 一般社団法人・一般財団法人の税務

一般社団法人及び一般財団法人(以下「一般法人」という。)については、税法独自の法人類型として「非営利型法人」が設けられました。非営利性が徹底された法人や共益的活動を行う法人など一定の要件を満たした一般法人は「非営利型法人」として、従来の公益法人等と同様に収益事業課税となります。一方、「非営利型法人」以外の法人については、法人税法上「普通法人」とされ、株式会社と同様にすべての所得が課税の対象となります。

なお、一般法人については、非営利型法人であっても「みなし寄附金」の規定は適用されません。

### (3) 特例民法法人の税務

従来の公益法人(社団法人・財団法人)は「特例民法法人」として、移行期間(法施行日から5年以内)の間は現行の法人のまま存続することができます。この特例民法法人については、従前の公益法人等としての課税関係が継続されるため、旧制度における「収益事業課税」や「みなし寄附金」の適用があります。

### (4) 法人税率

法人税率は、従来の公益法人等については一律22%の軽減税率とされてきましたが、改正後は、新公益法人・非営利型法人のいずれについても、30%(年800万円以下の部分は22%)とされました。なお、平成21年度税制改正により平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する事業年度については、年800万円以下の22%の部分が18%に軽減されることとなります。

### (5) 源泉所得税

従来の公益法人等においては、一定の利子・配当等について所得税は課さないこととなっており、源泉徴収さ

れることなく全額を受け取ることができていました。改正後は、新公益法人については、所得税が非課税となりますが、一般法人については、非営利型法人・普通法人のいずれであっても非課税にはならず、源泉徴収が行われることとなります。

## (6) その他

平成20年度税制改正においては、普通法人である法人が公益法人等となったり、あるいは、公益法人等である法人が普通法人となったりするといった納税義務者の区分の変更に伴う諸規定が創設されました。

また、従来の民法34条により設立された社団法人・財団法人については、民法において合併に関する規定がなかったため、合併という行為を行なうことができませんでしたが、新たな公益法人制度においては、合併が可能となったため、平成20年度税制改正においても、合併の適格要件の判定など所定の整備が行なわれました。

## 2. 寄附者の税制

### (1) 法人が寄附した場合

法人が公益法人等に対して寄附をした場合において、その公益法人等が「特定公益増進法人」に該当するときは、寄附金の損金算入限度額が一定額増加されます。しかし、従来の公益法人が「特定公益増進法人」となるには主務大臣の認定を受ける必要があり、その承認を受けている公益法人は、平成20年4月1日時点で約25,000法人中、862法人(約3.5%)に留まっていました。

改正後は、公益認定を受けて新公益法人となった法人については、主務大臣の認定を要することなく自動的に「特定公益増進法人」に該当することになります。

また、法人が特定公益増進法人に対して支出した金額については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられていますが、平成20年度税制改正において、所得基準が現行の2倍となる所得金額の5%相当額に拡充されました。この改正は、法人の平成20年4月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用されます。

### (2) 個人が寄附した場合

個人が寄附をした場合においても、従来どおり、その法人が「特定公益増進法人」に該当する場合には、特定寄附金として寄附金控除の対象となります。

## <まとめ>

上記の税務上の取扱いを表にまとめると以下のようになります。

	従来の公益法人	新公益法人	一般法人	
			非営利型法人	普通法人
課税の範囲	収益事業課税	収益事業課税 (公益目的事業を除く)	収益事業課税	全所得課税
みなし寄附金	適用あり (所得金額×20%)	適用あり (最低でも所得金額×50%)	適用なし	適用なし
税率	一律 22%	30% (年所得 800 万円以下 22%) ※	30% (年所得 800 万円以下 22%) ※	30% (年所得 800 万円以下 22%) ※
源泉所得税	非課税	非課税	課税	課税
寄附者側の 優遇措置	特定公益増進法人 (主務大臣の認定必要)	特定公益増進法人 (主務大臣の認定不要)	—	—

※新公益法人・非営利型法人については、平成 21 年度税制改正により平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度においては、年 800 万円以下の 22% の部分が 18% に軽減されることとなります。

### 4 月号予告

- ▶ 平成 21 年度税制改正特集
- ▶ 移転価格税制

# CONTACT

## ▶ 平成 21 年 3 月決算法人の税務申告に係る留意点

### ジャパン ナショナル タックス部

石田 昌朗	ディレクター	03-3506-2679	masaaki.ishida @jp.ey.com
南波 洋	シニアマネージャー	03-3506-2603	hiroshi.namba@jp.ey.com
原口 太一	マネージャー	03-3506-2677	taichi.haraguchi@jp.ey.com

ジャパン ナショナル タックス部では、法令解釈の検討、課税リスク管理、税務対策および国際税務等の税務サービスを提供しています。

## ▶ 新たな公益法人制度と税制(下)

### 公益法人コンサルティング部

塩井 勝	パートナー	03-3506-2366	masaru.shioi@jp.ey.com
穂積 康一	シニアマネージャー	03-3506-2398	koichi.hozumi@jp.ey.com
菊地 亮	マネージャー	03-3506-2369	ryo.kikuchi@jp.ey.com
人見 貴行	マネージャー	03-3506-2377	takayuki.hitomi@jp.ey.com

公益法人コンサルティング部では、公益法人や医療法人等に対する以下のサービスを提供しております。

- ▶ 社団法人・財団法人に対するコンサルティング業務
  - ▶ 一般社団(財団)法人の設立・運営サポート(決算・税務申告業務を含む)
  - ▶ 特例民法法人の一般社団(財団)法人・公益社団(財団)法人への移行コンサルティング
  - ▶ 公益法人等の合併・解散・事業譲渡等の組織再編に関する各種コンサルティング
- ▶ 医療法人に対するコンサルティング業務
  - ▶ 医療法人の設立・運営サポート(決算・税務申告業務を含む)
  - ▶ 社会医療法人・特定医療法人への移行コンサルティング
  - ▶ 医療法人に対する相続対策の立案・実行サポート
- ▶ 特殊法人に対するコンサルティング業務
  - ▶ 公社・公団・事業団等の特殊法人の民営化に伴う各種税務コンサルティング
  - ▶ 特殊法人の関連会社・関連公益法人に対するグループ再編等の税務コンサルティング
  - ▶ 独立行政法人等に対する税務コンサルティング(税務申告業務を含む)

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人  
コーポレート・コミュニケーション部 Tax.Marketing@jp.ey.com

### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、監査、税務、トランザクション・アドバイザー・サービスなどの分野におけるリーダーとして、全世界の13万5千人の構成員が、共通のバリュー(価値観)に基づいて、品質の高いサービス提供を行っています。私どもは、クライアント、構成員、そして社会を支援し、各サービス分野において、皆様の可能性の実現を追求し、プラスの変化をもたらすよう支援します。

詳しくは、www.ey.com にて紹介しています。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッド(EYG)のメンバーファームを指します。EYGは、英国の有限責任保証会社であり、グローバルにおいてアーンスト・アンド・ヤングの組織を統括しており、顧客サービスは提供していません。

### 新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントのベストパートナーとして、質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、税務コンサルティングの分野をはじめ、M&Aコンサルティング、コンプライアンスや移転価格など、税務のスペシャリスト集団として質の高いサービスを提供しております。

詳しくは、www.eytax.jp にて紹介しています。

©2009 EYGM Limited.  
All Rights Reserved.

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。